

寒河江市中小企業振興資金融資制度取扱要領

この要領は、寒河江市中小企業振興資金融資制度要綱（平成20年3月1日市制定。以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

1 関係機関の協調

寒河江市（以下「市」という。）、融資あっせん業務受託者（以下「業務受託者」という。）、山形県信用保証協会及び取扱金融機関は、融資の認定、貸付けの実行等に当たり相互に連携をとりながら、要綱及びこの要領の規定に基づき、融資制度の目的の達成に努めるとともに、経営の改善等の事前事後指導にも十分配慮するものとする。

2 原資を預託する方法

- (1) 市は、取扱金融機関の融資実績に応じて預託金を配分し、取扱金融機関に送金するものとする。
- (2) 預託金は無利息型普通預金（決済用預金）として預託する。

3 協調融資枠

協調融資枠は、市が預託する総額の3倍とする。

4 資金の使途の要件

資金の使途の要件は、要綱第5条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 資金の使途の要件には、不動産事業を行うための資金は含まないものとする。
- (2) 資金の使途の対象は、市の区域内に属する部分に係る資金のみとし、土地取得は含まないものとする。
- (3) 要綱第5条第1号の計画で、事業の用に供する施設が事業及び居住を併用する場合は、事業部分に係る資金のみが該当するものとする。
- (4) 要綱第5条第1号に規定する「計画が妥当と認められるもの」とは、市の土地利用計画や公害防止計画など市の方針と一致しており、良好な環境形成に支障がないこと及び事業計画、償還計画等が適当であることをいう。
- (5) 要綱第5条第3号に規定する「快適な職場環境の形成に資する施設を設置するもの」とは、空気の汚れ、臭気、温度、湿度等の作業環境を適切に維持管理する施設、従業員の宿舍、給食施設、休養施設、保健衛生施設、教養文化施設、屋内・屋外体育施設その他快適な職場環境の形成に資する施設と認められるものを新設、増設又は更新することをいう。この使途による貸付けを受けたものは、概ね10年以上の期間、他へ転用又は転売してはならないものとする。
- (6) 要綱第5条第3号に規定する「工場敷地等の緑化等」とは、5%以上の敷地又は周囲境界部分敷地の植樹等緑化を行うものをいう。この使途による貸付けを受けたものは、概ね10年以上の期間、当該植栽を行った場所を良好な管理のもとに維持しなければならないものとする。
- (7) 要綱第5条第6号に規定する「取引先の倒産等」とは、取引先、他社の倒産等により影響を受けることであり、間接的に倒産会社の手形を所持することにより影響を受けるものも対象とする。
- (8) 要綱第5条第10号に規定する「新たな雇用創出」とは、融資実行後1年以内に従来に比べて当該事業所全体で新たに常用雇用者の増加が見込まれる場合をいう。
- (9) 要綱第5条第11号の「新分野進出」とは、現在の業種から日本標準産業分類において、小分類が異なる業種に新たに進出する場合をいう。また、同号に規定する「新事業創出」とは、商品、技術又は役務のいずれかにおいて新規性が認められるものについて、開発、企業化又は需要の開

拓等を行う場合をいう。

5 資金の貸付種類（要綱第5条）

要綱第5条各号に規定する資金の用途別の貸付種類は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------|------|------|
| (1)第1号 | 設備資金 | |
| (2)第2号 | 設備資金 | |
| (3)第3号 | 設備資金 | 運転資金 |
| (4)第4号 | 運転資金 | |
| (5)第5号 | 運転資金 | |
| (6)第6号 | 運転資金 | 運転資金 |
| (7)第7号 | 設備資金 | 運転資金 |
| (8)第8号 | 設備資金 | 運転資金 |
| (9)第9号 | 設備資金 | 運転資金 |
| (10)第10号 | 設備資金 | 運転資金 |
| (11)第11号 | 設備資金 | 運転資金 |
| (12)第12号 | 設備資金 | 運転資金 |
| (13)第13号 | 設備資金 | 運転資金 |
| (14)第14号 | 設備資金 | 運転資金 |

6 融資利率と適用等

- (1) 要綱第6条に規定する融資利率は、旧長期プライムレートを参考にした変動金利とし、3月及び9月の年2回、市、業務受託者及び代表金融機関が協議して定め、新規貸付については翌月1日から、既存貸付については翌月の償還日の翌日から適用する。
- (2) 償還方法は、原則として元金均等償還とする。

7 保証料の補給の打切り

市長は、要綱第7条の規定による保証料の補給を受けている事業所が市の区域外への移転又は認定の取消し等要綱の趣旨に反する事由が発生した場合は、直ちに保証料の補給を打切ることができる。

8 融資あっせん業務の内容

業務受託者は、制度の効果的活用のためその周知を図り、提出書類調製の指導、認定事務及び市との連絡調整にあたる。

9 認定申請と資金の貸付け

- (1) 融資あっせんを受けようとするものは、寒河江市中小企業振興資金認定申請書（以下「認定申請書」という。様式第1号）を業務受託者に提出し、その認定を受けなければならない。
- (2) 取扱金融機関は、資金の計画的配分及び運営を行うため、借受希望者から融資についての相談又は申込みがあった場合には、制度の趣旨を説明し、速やかに認定申請を行わせるものとする。
- (3) この融資制度は、他の融資制度と併用することができる。
- (4) 第1号の申請書の受付は、業務受託者で行うものとする。
- (5) 業務受託者は、前号の申請を受付けたときは、速やかに申請内容を審査し、適当と認めるものについては、寒河江市中小企業振興資金認定書（以下「認定書」という。様式第1号）を交付するものとする。
- (6) 業務受託者は、中小企業者が他に利用できる同種の融資あっせんを受けられる見込みがあると

認められるときは、原資の有効的かつ優先的な運用のため認定を留保することができる。

(7) 取扱金融機関は、業務受託者の発行した認定書を確認し、当該資金の貸付けを行うものとする。

10 認定申請の添付書類

前項第1号に規定する認定申請書には、情報の提供等に関する同意書（様式第2号）、振興資金利用状況表（様式第3号）及び要綱第5条に規定する資金の用途により次の各号に定める書類を添付するものとする。ただし、融資することとなる資金の用途により書類の添付を省略することができる。

(1) 事業計画書・償還計画表・資金繰り表・決算書の写し(最近2カ年分)・納税証明書所得証明書・印鑑証明書・固定資産台帳の写し（法人にあっては他に）法人登記簿謄本・定款（山形県信用保証協会の利用がある場合は他に）信用保証委託申込書の写し、信用保証依頼書の写し、申込人概要の写し

第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号該当

(2) 見積書又は契約書等費用の根拠を証明する書類

第1号・第2号・第3号・第6号・第7号・第8号・第9号・第11号・第12号・第13号該当

(3) その他市が必要と認める書類

第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号該当

11 調査及び認定の取消し

(1) 業務受託者は、融資を受けたものに対し、必要に応じて資金用途の確認のため立入調査を行うことができる。

(2) 業務受託者は、不正に融資を受けたと認められる場合若しくはこの要綱に定める条項に違反したと認められる場合又は融資後において融資の目的が達成されていないと認められる場合は、認定を取り消すことができる。

(3) 前号により認定が取り消された場合は、既に融資を受けているものは、直ちに融資を受けた資金の残額をその利子とともに取扱金融機関に返還しなければならない。

12 報告及び通知

(1) 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資を行った場合は、貸付実行報告書（様式第4号）を業務受託者を經由して市に提出するものとする。

(2) 取扱金融機関は、融資状況及び返済状況等について、寒河江市中小企業振興資金融資・返済状況報告書（様式第5号）を業務受託者を經由して市に提出するものとし、その提出の期限は上半期にあっては10月15日まで、下半期にあっては翌年の3月31日までとする。

13 貸付者への援助活動

市及び業務受託者は、要綱に規定する趣旨を効果的に実現するために、資金の借受希望者等に対し、次の援助活動を行うものとする。

(1) 経営改善又は合理化を進めるため、必要に応じ、経営専門指導員から指導を行わせる等の経営改善又は活性化にあたっての対処を行う。

(2) 商工業の活性化のため、必要に応じ、予算の範囲内で専門知識を有する資格者を派遣するなどの対処を行う。

14 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、平成13年度から平成19年度までの寒河江市中小企業振興資金融資制度要領に基づき取扱金融機関が行った融資に係る取扱いについては、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様

申請者 住所(又は所在)
氏名(又は名称)
代表者名
電話番号

寒河江市中小企業振興資金（要綱第5条第 号）認定申請書

寒河江市中小企業振興資金融資制度要綱に基づく資金の融資を受けたいので、融資対象者として認定されるよう関係書類を添付して申請します。

記

- 1 当該認定の申請に係る業種名（該当する業種名を○で囲む。）
製造業・建設業・運輸通信業・卸小売業・飲食業・サービス業
- 2 借入資金の種類及び申込額又は希望金額、返済期間
設備資金 円（ 年返済）（据置 ヶ月） 資金使途
運転資金 円（ 年返済）

3 事業の減少状況

区分	最近3ヶ月の(売上高・売上総利益)	過去3年以内(年)の(売上高・売上総利益)	(A)/(B)×100
月	(A) 円	(B) 円	%
月	(A) 円	(B) 円	%
月	(A) 円	(B) 円	%
計	(A) 円	(B) 円	%

4 3ヶ月の売上高又は売上総利益に対する売上原価又は販売費及び一般管理費（人件費と減価償却費等を除いた費目）の比較

科目内訳	申込前3ヶ月の状況㉔	左に対応する期間の状況㉕	増減 ㉔－㉕
	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	
売上高・売上総利益①	千円	千円	
売上原価 又は 販売費及び一般管理費 ※どちらか一方の額を記入	月 千円	月 千円	
	月 千円	月 千円	
	月 千円	月 千円	
合計②	千円	千円	
②/①×100	%	%	

- 5 事業計画書 別紙のとおり
- 6 山形県信用保証協会利用希望の有無 有 ・ 無
- 7 借入希望金融機関名

寒河江市中小企業振興資金（要綱第5条第 号）認定書

上記の者は、寒河江市中小企業振興資金融資制度要綱に定める融資対象者に該当することを認定する。

第 号
年 月 日

業務受託者 印

※本認定書の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで（1ヶ月）

情報の提供等に関する同意書

年 月 日

申請者

住 所

名称及び

代表者氏名

⑩

寒河江市中小企業振興資金の認定申請を行うにあたり、寒河江市及び業務受託者が下記の情報の提供を受けることについて同意します。

記

- 1 事業内容や経営状況など申請書及び添付書類に記載されたすべての情報
- 2 今回申請してから完済するまでの間における、取扱金融機関及び信用保証協会が保有する借入残高、返済状況、経営状況、事業内容などの情報

寒河江市では、取扱金融機関、信用保証協会、業務受託者を通じてご提供いただきました申請者の情報を、下記の目的に利用します。

記

- (1) 認定に関する判断
- (2) 寒河江市中小企業振興資金の管理
- (3) 申請者ご自身からのご相談
- (4) データ分析及び今後の産業施策の検討

年 月 日

寒河江市長 様

金融機関名
所在地
名称
代表者名
電話番号

貸付実行報告書

先に認定のあった寒河江市中小企業振興資金融資制度に係る融資について、下記のとおり貸付けを行いましたので報告します。

記

貸付対象者		住 所 (又は所在) 氏 名 (又は名称)	
貸付額	設備	円	合 計 円
	運転	円	
貸付年月日		年 月 日	
償還計画	設備	年返済 (据置 ヶ月)	
		年 月初回返済 ～ 年 月最終返済	
	運転	年返済	
		年 月初回返済 ～ 年 月最終返済	
備考	業種： <u>要綱第5条第 号該当</u>		

寒河江市中小企業振興資金融資・返済状況報告書

年 月 日

寒河江市長 様

金融機関名 _____
(担当者名 _____)

標記資金の融資・返済状況について、次のとおり報告します。

(総計) (年 月 日 ~ 年 月 日)

区分	前期残高【A】		当期融資高【B】		当期回収高【C】		当年度融資残高累計【D】 (A+B-C)		備考 (完済及び 同時認定)
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
設備									
運転									
合計									

(企業別明細)

借受企業名	融資金額	融資年月日	前期残高【A】	当期融資高【B】	当期回収高【C】	当年度融資残高累計【D】 (A+B-C)	設・運
	円	円	円	円	円	円	
合計							